

安心なブロック塀を目指しましょう

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（震度6弱）により、ブロック塀や組積造の塀（以下、「ブロック塀等」という。）が倒壊し、死傷者が出るなど大きな被害が発生しました。

倒壊したブロック塀等は、通行人に危害を及ぼすだけでなく、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げます。

建築基準法では、ブロック塀等の建築に際して、次のような構造基準を定め、その安全を図っていますので、これを遵守し、適切な施工をなされますようお願いいたします。

また、既存のブロック塀等においても、構造基準を満たす必要がありますので、診断を行い、速やかな補修等の対応をお願いします。



新しくブロック塀等をつくる時は建築基準法に適合させる必要があります

ブロック塀等をつくる際には、**建築基準法の規定を遵守し、適切に施工しなければなりません。建物完成後に単独でブロック塀等をつくる際も同様です。**

また、幅員4m未満の道に面する部分にブロック塀等をつくる際、（再築の場合を含む）道の幅員を確保するため、**一定距離控えて造らなければならない**場合があります。

なお、建物を建てる際、既存のブロック塀等がある場合、建築確認申請時等において、当該ブロック塀等の法適合状況や安全性等を確認し、適切な措置を講じる必要があります。

詳しくは、県ホームページに掲載している相談窓口や建築士等専門業者にご相談ください。

（県ホームページ）<http://www.pref.kagoshima.jp/ah12/burokkuheianzenntaisaku.html>

塀の主な構造（補強コンクリートブロック造の場合）

1 塀の形態

- ・ 高さは、2.2m以下
- ・ 長さ3.4m以下ことに、控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く。）

2 基礎の構造

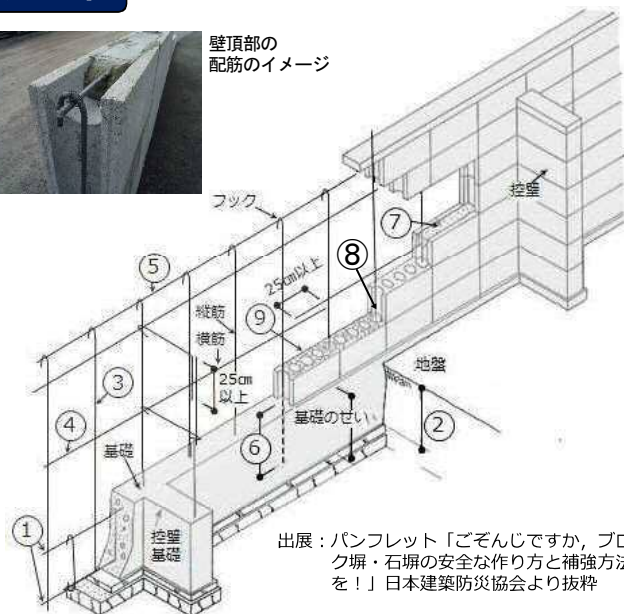
- ① 基礎を設け、鉄筋を配置
- ② 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上（高さ1.2m以下の塀は除く。）

3 壁の構造

- ・ 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀にあっては、10cm）以上
- ③・④・⑤ 壁内には、鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置
- ⑥ 鉄筋の末端はかぎ状に折曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着
- ⑦・⑧・⑨ コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートを充填



壁頂部の配筋のイメージ



出展：パンフレット「ごぞんじですか、ブロック塀・石塀の安全な作り方と補強方法を！」日本建築防災協会より抜粋



横筋ブロック（壁頂に使用可）



（注）横筋が配置できないブロック

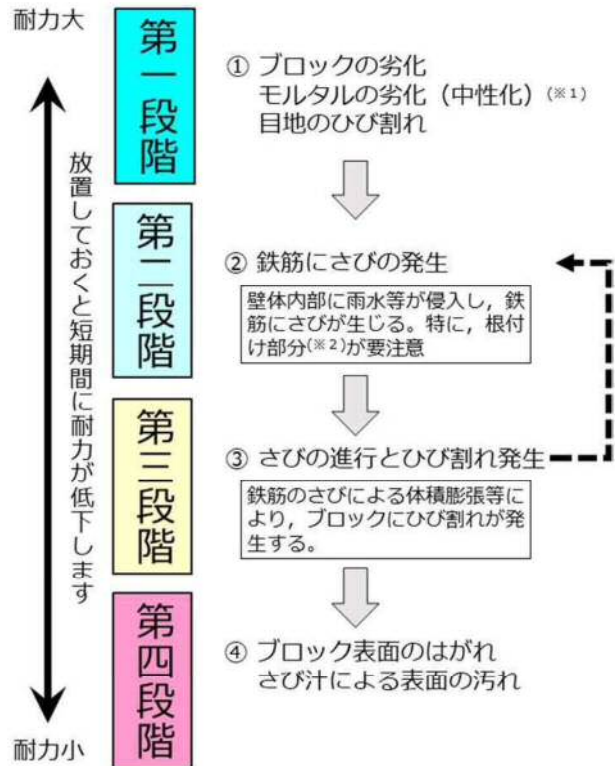
壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置する必要がある。

ブロック塀等の適切な維持管理について

建築基準法の規定を満足するブロック塀等は、大きな地震にも耐えることができますが、厳しい自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任です。

「ブロック塀の点検のチェックポイント」（県HP参照）を用いて点検し、危険性が確認された場合には、建築士等専門業者に相談するとともに、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等の対応をお願いします。



※1 中性化とは、モルタルと炭酸ガスとの反応により、モルタル中のアルカリ性が低下し、鉄筋の保護機能が失われる現象をいう。

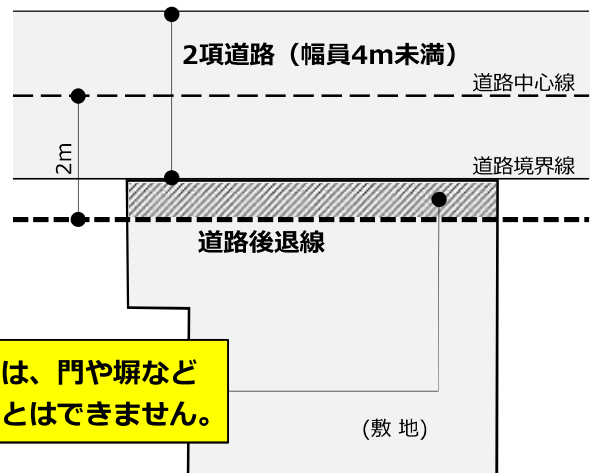
※2 根付けとは、基礎と最下段とのブロック接合面をいう。

狭い道路に接している敷地は注意を！

敷地が幅員4メートル未満の道路（建築基準法第42条2項道路）に接している場合、道路中心線から2メートル後退した位置が道路境界線（以下「後退線」という。）となります。

また、道路に沿って水路等がある場合は、水路等と道路との境界線から4メートル後退した位置が後退線となります。

したがって、この後退線から突出して門や塀などを造り、又は造りかえることはできませんので、注意して下さい。



※後退線の考え方は、確認申請書等を参考として下さい。

問い合わせ先

鹿児島県土木部建築課計画指導係（電話099-286-3710）